



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
HAMAフラワーパーク安曇野
安曇野市三郷温5919-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
ハマ園芸株式会社
松本市島立4642
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
ハマ園芸株式会社
松本市島立4642
伊那食品工業株式会社
伊那市西春近5074
アンシャンテ・ドゥ
松本市中央3-6-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年12月27日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,191平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 114台
 - (2) 駐輪場の収容台数 0台
 - (3) 荷さばき施設の面積 62平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 26立方メートル
 (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
ハマ園芸株式会社	午前9時	午後6時30分
伊那食品工業株式会社		
アンシャンテ・ドゥ		

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後7時まで

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
12か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで

- 8 届出年月日
平成25年4月26日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課
- 10 縦覧の期間
平成25年5月16日から平成25年9月17日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) バロー笹部店
松本市笹部2-20-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社バロー
岐阜県恵那市大井町180-1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社バロー
岐阜県恵那市大井町180-1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年12月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,184平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 153台
 - (2) 駐輪場の収容台数 65台
 - (3) 荷さばき施設の面積 215平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 62立方メートル
 (注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
株式会社パロー	午前9時	午後9時30分
未定		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後10時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
6か所

(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前6時から午後9時まで
午前1時から午前4時まで

8 届出年月日

平成25年4月30日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成25年5月16日から平成25年9月17日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン長野三輪
長野市三輪9-43-24

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更する事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ジャスコ長野店

(変更後) イオンタウン長野三輪

4 変更した年月日

平成25年4月26日

5 届出年月日

平成25年4月26日

6 届出書の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年5月16日から平成25年9月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン長野三輪
長野市三輪9-43-24

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

(1) 店舗面積の合計

(変更前) 7,453平方メートル

(変更後) 7,921平方メートル

(2) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	245台	90台
2	136台	164台
合計	381台	254台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(3) 駐輪場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	40台	85台
2	—	126台
3	—	15台
合計	40台	226台

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(4) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	271平方メートル	70平方メートル
2	—	25平方メートル
合計	271平方メートル	95平方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(5) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

	変更前	変更後
1	52立方メートル	27立方メートル
2	23立方メートル	15立方メートル
合計	75立方メートル	42立方メートル

(注) 位置は届出書添付の図面のとおり

(6) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

	開店時刻	閉店時刻
イオン株式会社ほか7者	午前9時	午後11時

(変更後)

	開店時刻	閉店時刻
マックスバリュ長野株式会社	午前7時	午後10時
未定		

(7) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午後11時30分まで	午前6時30分から 午後10時30分まで

(8) 荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前6時から 午後9時まで	午前6時から 午後10時まで
2	—	午前5時から 午前6時まで

4 変更年月日

平成25年12月27日

5 届出年月日

平成25年4月26日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年5月16日から平成25年9月17日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

平成25年度職業訓練指導員試験を次のとおり行います。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

1 試験を実施する免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。)別表第11に掲げる全ての免許職種

2 試験科目

学科試験のうち指導方法

3 受験資格

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第3項の規定に該当する者

(実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限る。)

4 試験の期日及び場所

(1) 期日 平成25年8月4日(日)

(2) 場所 松本市寿北7-16-1 長野県松本技術専門校

5 受験手続

(1) 受験申請書類

ア 受験申請書、履歴書、写真票及び写真(申請前6月以内に撮影した正面脱帽の上半身像で、縦4センチメートル横3センチメートルのもの)

イ 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けようとする者にとっては、省令第47条に規定する書面

(2) 申請書類の提出期間

平成25年6月10日(月)から6月21日(金)までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで(郵送による場合は、平成25年6月21日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(3) 申請書類の提出先

長野県商工労働部人材育成課人材育成支援係

長野市大字南長野字幅下692-2(郵便番号 380-8570)

(郵送による場合は、書留とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書」と朱書すること。)

(4) 受験手数料

受験手数料3,100円は、長野県収入証紙(申請書に貼り、消

印はしないでください。)により納付してください。

(5) 受験票の交付

受験申請書を受理したときは、受験票を交付します。

6 合否判定の基準

学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に、指導方法の合格とする。

7 合格発表

平成25年8月30日(金)に長野県庁、長野県工科短期大学校及び県内の技術専門学校に掲示するほか、合格者には直接通知し、長野県ホームページでも掲載します。

8 受験申請書の交付

(1) 受験申請書は、長野県商工労働部人材育成課人材育成支援係、長野県工科短期大学校又は県内の技術専門学校で交付します。

(2) 郵送により受験申請書を請求する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書用紙(受験案内)請求」と朱書き、宛先を明記した返信のための封筒(140円切手を貼り付けること)を同封して、長野県商工労働部人材育成課人材育成支援係(郵便番号 380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2)まで送付してください。

9 問い合わせ先

この試験について不明な事項は、長野県商工労働部人材育成課人材育成支援係(電話:026-235-7202)に問い合わせてください。

10 その他

(1) 実技試験及び学科試験(関連学科及び指導方法)の全ての免除を受けることができる者でも、1に規定する職種の免許を受けるためには、受験申請手続が必要です。その場合の受験手数料は、無料です。

(2) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

人材育成課

公告

平成25年5月9日、上田市塩田平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成25年5月9日、安曇野市矢原堰土地改良区の管理規程の変更を認可しました。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成25年5月18日に開催を予定していた岡谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成25年5月19日に開催を予定していた諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成25年5月18日に開催を予定していた茅野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により平成25年5月18日に開催を予定していた下諏訪都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成25年5月16日

長野県知事 阿部守一

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成25年5月16日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別、検定の実施期日及び場所

種 別	実施期日	時 間	場 所
貴重品運搬警備業務（2級）	平成25年 8月18日 （日）	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
貴重品運搬警備業務（2級）	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

（注）学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成25年6月11日（火）

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までの間を除く。）

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成25年7月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年5月16日

長野県企業局上田水道管理事務所長

宮 本 正 之

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

ファックス機能付き複合機 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成25年6月6日から平成30年6月5日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 借入場所

長野県企業局上田水道管理事務所

(5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問い合わせ先

上田市諏訪形613
長野県企業局上田水道管理事務所業務課
電話 0268 (22) 2110

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年5月29日(水) 午後2時
イ 場所 長野県企業局上田水道管理事務所 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月24日(金)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県企業局上田水道管理事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

企業局

公告

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成25年5月16日

長野県公安委員会委員長 榎山 宏

1 審査の種類、期日及び場所

種 類	期 日	場 所	
技能検定員審査	知識・技能(普通)	平成25年6月17日(月) 午前9時から午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能(大型二種、中型二種、普通二種)	平成25年6月17日(月) 午前9時から午後0時まで	
	車種追加(中型)	平成25年6月20日(木) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(普自二)	平成25年6月19日(水) 午前9時から午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能(普通)	平成25年6月24日(月) 午前9時から午後0時まで	
	知識・技能(大型二種、中型二種、普通二種)	平成25年6月24日(月) 午前9時から午後0時まで	
	車種追加(中型)	平成25年6月26日(水) 午前9時から午後5時まで	
	車種追加(普自二)	平成25年6月21日(金) 午前9時から午後5時まで	

2 審査方法

- (1) 技能検定員審査(普通、中型又は普自二)

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(3) 教習指導員審査（普通、中型又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
教習に関する知識	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	
	自動車教習所に関する法令についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
教習指導員として必要な教育についての知識		

(4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であ

るときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成25年5月31日(金)までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査(普通) 19,650円

(4) 技能検定員審査(中型) 23,500円

(9) 技能検定員審査(普自二) 14,500円

(1) 技能検定員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)
21,850円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査(普通) 11,800円

(4) 教習指導員審査(中型) 15,000円

(9) 教習指導員審査(普自二) 9,450円

(1) 教習指導員審査(大型二種、中型二種又は普通二種)
12,850円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあつては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により(申請書に貼って、消印しないこと。)納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手続についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課(電話 026-292-2345 内線231)に行くこと。

東北信運転免許課